

域外需要向け商品開発支援補助金のご案内

人口減少により地域内需要が減少していく中で、増加傾向にある観光客等の域外需要を獲得していくことが地域企業においてもますます重要になっています。

青森県中小企業団体中央会では今年度、八戸市委託事業として実施する「八戸市新商品・新サービス開発支援事業」の中で、域外向け商品（お土産商品）の開発を行う事業者を対象に補助事業を実施し、地域経済の向上、好循環に繋げてまいります。

補助対象事業

食料品製造等を営む、八戸市内に本社を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者）及び個人事業者が、**観光客等をターゲットとした「お土産商品」の開発を行う事業**で、次のいずれの事項も満たすもの。

- (1) 商品化を想定した事業であり、商品コンセプト、販売方法等明確な計画であること。
- (2) 国、独立行政法人、地方自治体、他の支援機関等の補助を受けている又は受ける予定のある事業でないこと。
- (3) 平成 31 年 2 月 28 日までに完了する事業であること。

※税の滞納がある企業は補助対象になりません。

補助対象経費

- 調査・検討に要する経費
旅費、会議費、アドバイザーの謝金・旅費
- 商品開発に要する経費
技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージデザイン費

補助金額・補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助上限額は 20 万円以内。

交付申請と決定

補助金の交付を申請される方は、「八戸市域外需要向け商品開発支援補助金交付申請書」に、以下の書類を添えてご提出ください。

- (1) 直近2箇年の収支決算書（個人事業者の場合は、確定申告書）
- (2) 会社概要、パンフレット等
- (3) 納税状況確認のための同意書
- (4) その他青森県中小企業団体中央会が必要と認めるもの

実績報告等

- ・対象事業の完了後、「補助対象事業実績報告書」を提出していただきます。
提出期限：対象事業完了後30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日
- ・対象事業終了後は青森県中小企業団体中央会の求めに応じて、フォローアップ調査に協力していただきます。また、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければなりません。

申請期限と申請先

- ・交付申請の期限

平成30年8月17日

- ・交付申請及び問合せ先

青森県中小企業団体中央会八戸支所

〒031-0076 青森県八戸市大字堀端町2番3 八戸商工会館6階

電話 0178-43-6525

問い合わせの対応時間は、9:30～12:00、13:00～17:00（土日祝日除く）となります。

URL : <http://www.jongara.net/blog/archives/4800>

青森県中小企業団体中央会ホームページのトップにバナーがありますので、そちらをクリック願います。

お土産商品の開発に是非ご活用ください！